令和９年度　入所のしおり



熊野町健康福祉部子育て支援課

〒731-4292 熊野町中溝一丁目１番１号
電　話　820-5623　FAX　854-8009
E-mail　kosodate@town.kumano.lg.jp

お子さんが入所されている間は、このしおりを大切に保管していただき、お手続きが必要な場合は、それぞれの案内にしたがってください。

※ 昨年度からの主な変更点 ※

内容や取扱いを変更している箇所があります。申込みの前に必ず入所のしおりをお読みください。

● 年度当初申込の受付時期・回数が変更となっています。

一次申込：１１月（昨年度と同様）

二次申込：２月（変更）

三次申込：実施しません。（変更）

● 令和９年４月から、認定こども園聖徳幼稚園の受入対象年齢が、生後６か月からとなります。

● 入所希望施設について、第５希望まで記入できます。

● 就労（自営業・自営業の従事者）について、必要となる書類が追加されています。

● 広域入所、医療的ケア児の申込について新たに追加しました。

● 町外の一時預かり、病児・病後児保育の利用できる市町を記載しました。

● こども誰でも通園制度について新たに追加しました。

目次

町内の教育・保育施設……Ｐ１
保育所・認定こども園（保育部分）……Ｐ２～18
１　入所までの流れ……２
２　入所できる児童とは（保育所・認定こども園（保育部分））……３
３　支給認定の申請について……３
４　入所申込（利用申請）について……５
５　入所要件と必要書類……６
６　利用調整……10
７　結果通知……10
８　入所後の留意事項……10
９　入所の解除について……11
１０　退所について……11
１１　広域入所について……12
１２　医療的ケアが必要なお子さんの申請……12
１３　利用料について……13
１４　延長保育の利用について……17
１５　保育所・認定こども園に関するお問合せ先……18
１６　保育所・認定こども園をご利用いただくうえでのお願い……18
認定こども園（教育部分）……Ｐ19～20
１　入園できる児童とは（認定こども園（教育部分））……19
２　入園手続き……19
３　利用者負担額……19
４　預かり保育料の無償化について（施設等利用給付認定）……20
５　認定こども園（教育部分）に関するお問合せ先……20
病後児保育・一時預かり・こども誰でも通園制度・子育て支援センター・ファミリーサポート事業……Ｐ21～23
１　病後児保育の利用について……21
２　一時預かりの利用について……21
３　こども誰でも通園制度について……22
４　熊野町子育て支援センター……22
５　ファミリーサポートセンター事業……23
町内教育・保育施設の紹介……Ｐ24～28



町内の教育・保育施設

熊野町内の教育・保育施設には「認可保育所」「認定こども園」があります。

①　保育所

ご家族の皆様が、仕事や病気等の理由で、家族での保育が困難な場合に、保護者に代わって保育を行い、お子さんを心身ともに健やかに育てることを目的とした施設です。

夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施しています。

対象施設	くまの・みらい保育園、くまの中央保育園

②　認定こども園

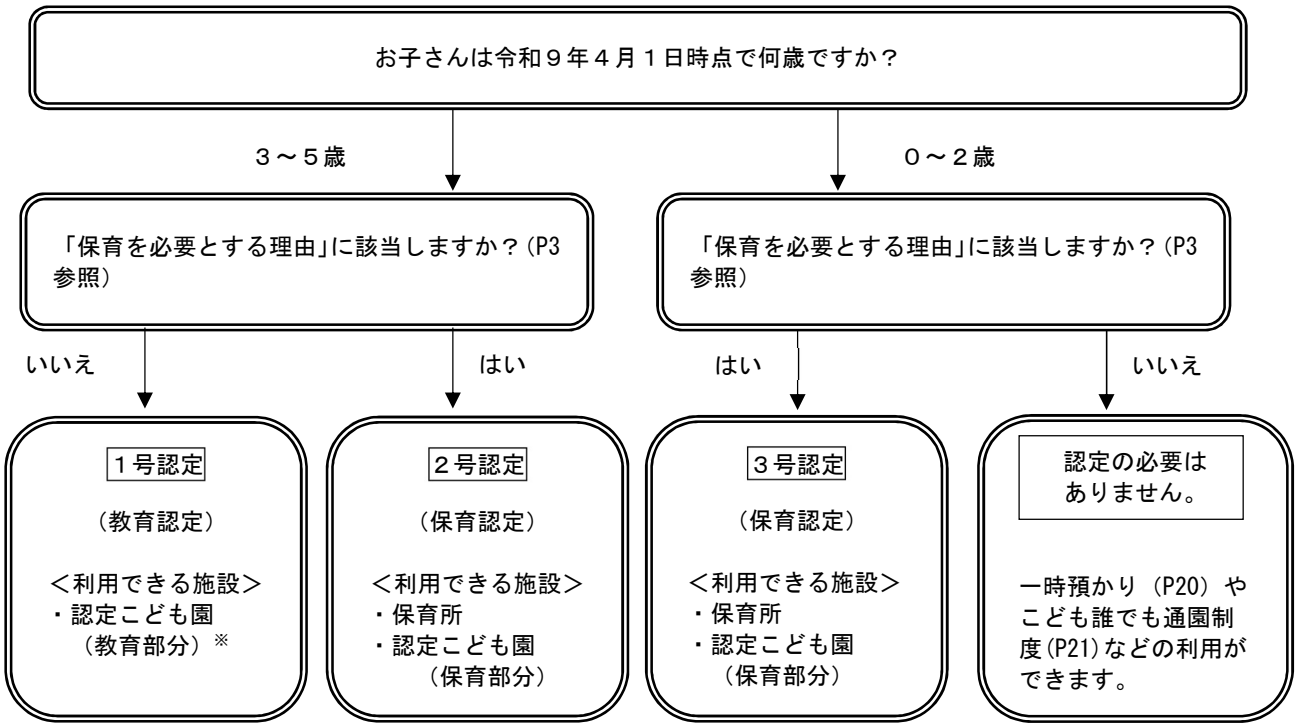
幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せもつ施設で、仕事を始める・辞める等の就労状況が変化した場合でも通いなれた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

０～２歳は夕方までの保育、３～５歳は昼過ぎごろまでの教育時間のほか保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施しています。また、園により延長保育を実施しています。

※認定こども園（保育認定）を利用するには、昼間家庭で保育できない理由（Ｐ３参照）が必要ですが、認定こども園（教育認定）を利用するには、就労等の保育ができない理由は必要ありません。

対象施設	保育所ひかり学園、はつかみこども園、認定こども園聖徳幼稚園、 認定こども園第二聖徳幼稚園、淳教幼稚園

町内の利用できる施設（フローチャート）



※ 認定こども園（教育部分）については、３歳の誕生日を迎えた日から利用することができます。また、「保育を必要とする理由」に該当する場合でも利用ができます。

保育所・認定こども園（保育部分）

１　入所までの流れ

利用希望月の検討

● 利用希望月の申込締切日までに申込書類等の準備が必要です。

↓

希望施設の検討、見学

● 保育所・認定こども園等は、利用料以外に必要となる費用（入園料・制服等）や行事など施設で異なります。
申込みの前に、利用を希望する保育所・認定こども園の見学をおすすめします。見学については、各保育所・認定こども園へお問合せください。（町内の保育所・認定こども園については P.23～）
● 子どもの成長やアレルギーなど、気になることがある場合も、事前に相談することをおすすめします。（施設で対応できない場合、入所できない場合があります。）

↓

利用申込（P.5～）

● 申込みに必要な書類を準備し、必ず受付期間内に申込ください。
・受付期間 → P.5
・必要書類 → P.6～P.9

↓

利用調整（P.10）

● 期日までに提出された入所申込書類の記載内容を確認後、入所資格の有無等を判定・審査し、第１希望から保育所・認定こども園への利用調整（入所選考）をします。（先着順ではありません。）

↓

結果通知（P.10）

● 入所決定の場合は、「保育所・認定こども園入所承諾書」を、
入所ができなかった場合は、初回のみ「入所保留通知書」を送付します。
● 入所保留となった場合は、翌月以降も引き続き利用調整（入所選考）します。

↓

入園説明会・面談等

● 入所が決定した園の入園説明会や面談等を受けてください。

↓

利用開始

● 入園後は、慣らし保育があります。（期間等は各園によります。）
● 利用料等は、各期限までにお支払いください。
● 利用開始後、就労証明書等の書類の提出を求めることがあります。
また、状況等に変わりが無いか、年１回、全員を対象とした現況調査を行います。

２　入所できる児童とは（保育所・認定こども園（保育部分））

熊野町に住所を有している生後 6 カ月以上から小学校就学前までの子どもで、保護者が次のいずれかの理由により、昼間家庭で保育できない場合に利用することができます。

【保育を必要とする理由】

① 就労している(居宅内外を問わず、1 日 3 時間以上かつ月 48 時間以上働いていること）
② 出産前後（入所期間は産前 2 カ月、出産月、産後 2 カ月の計 5 カ月）
③ 疾病・障がいなど
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害の復旧
⑥ 求職活動（起業準備を含む。ただし、入所期間は最長 3 カ月。）
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
⑧ 虐待や DV(家庭内暴力)のおそれがあること
⑨ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している兄姉がいて継続利用が必要であること
⑩ その他、上記に類する状態として認められるもの

３　支給認定の申請について

保育所、認定こども園の保育部分を利用するためには、教育・保育を受けるための支給認定を受ける必要があります。

支給認定の種類

支給認定の区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定 ＜教育標準時間＞	３～５歳	なし	幼稚園、認定こども園
２号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	３～５歳	あり	認可保育所、認定こども園
３号認定 ＜保育標準時間／保育短時間＞	０～２歳	あり	認可保育所、認定こども園

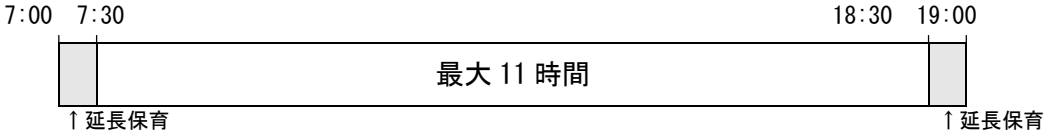
保育時間区分

２号及び３号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

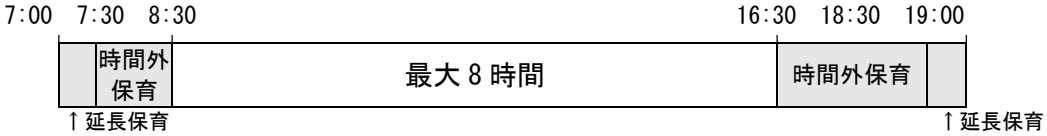
保育時間区分	保育時間
保育標準時間	7：30～18：30（最長 11 時間）
保 育 短 時 間	8：30～16：30 又は 8：00～16：00（最長８時間） ※施設によって時間が異なります

【例】保育標準時間を 7:30～18:30、保育短時間を 8:30～16:30 としている施設の場合

＜保育標準時間＞



＜保育短時間＞ （例）短時間保育が 8：30～16：30 の施設の場合



・「保育標準時間」と「保育短時間」では、保育所利用料は異なります。

・延長保育・時間外保育の利用には、料金が別途必要になります。（P. 17 参照）

保護者の状況に応じた保育必要量

保護者の状況	保育の必要量
就労している（会社や自宅を問わず、１日３時間以上かつ月 48 時間以上働いているとき）。	標準時間（月 120 時間以上） 短時間（１日 3 時間かつ月 48 時間以上）
出産の準備や出産後の休養が必要なとき。	標準時間
病気や障害のため保育が困難なとき。	標準時間又は短時間
病人や障害者を介護しているとき。	標準時間又は短時間
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき。	標準時間
仕事を探しているとき。	短時間
大学や職業訓練校、専門学校などに通っている（１日３時間以上かつ月 48 時間以上通っているとき）。	標準時間又は短時間
虐待や配偶者等からの DV（家庭内暴力）のおそれがあるとき。	標準時間
育児休業中のとき。	短時間

令和９年度の年齢別クラス

※実年齢とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

クラス	生年月日
０歳	令和８年（２０２６年）４月２日 ～
１歳	令和７年（２０２５年）４月２日 ～ 令和８年（２０２６年）４月１日
２歳	令和６年（２０２４年）４月２日 ～ 令和７年（２０２５年）４月１日
３歳	令和５年（２０２３年）４月２日 ～ 令和６年（２０２４年）４月１日
４歳	令和４年（２０２２年）４月２日 ～ 令和５年（２０２３年）４月１日
５歳	令和３年（２０２１年）４月２日 ～ 令和４年（２０２２年）４月１日

４　入所申込（利用申請）について

保育所・認定こども園入所申込書（兼支給認定申請書）<2・3号用>の＜同意事項＞に同意したうえで、必要事項を記入し、それぞれの入所要件による必要書類を添付して、必ず期限内に申請してください。なお、提出書類に不備がある場合、受付できませんので、必要書類をよくご確認ください。

（制度的には、保育所、認定こども園の利用を希望する方は、支給認定申請手続に加え、利用申請の手続を行っていただく必要がありますが、様式を統一しているため、まとめて行うことができます。）

【申請先】熊野町役場 子育て支援課 または 電子申請

※窓口での受付は、土日祝日及び年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く

（１）４月からの入所を希望する方（年度当初申請）
令和９年度中に産休・育児休業が満了し、職場復帰予定の方（９月までの入所希望の方）

	申請受付期間	結果通知（予定）
一次申込	令和８年１１月１日（日）　～　令和８年１１月２０日（金）	１月末頃
二次申込	令和９年２月１日（月）　～　令和９年２月１５日（月）	３月上旬頃

（２）５月以降の入所を希望する方（随時申請）※ホームページで空き状況を公開する予定です。

利用開始月	申請受付期間	備考	結果通知
９年５月	令和９年３月２日（火）　～　令和９年４月１日（木）		利用開始月の前月中旬以降（予定）
９年６月	令和９年４月２日（金）　～　令和９年５月６日（木）		
９年７月	令和９年５月７日（金）　～　令和９年６月１日（火）		
９年８月	令和９年６月２日（水）　～　令和９年７月１日（木）		
９年９月	令和９年７月２日（金）　～　令和９年８月２日（月）		
９年１０月	令和９年８月３日（火）　～　令和９年９月１日（水）		
９年１１月	令和９年９月２日（木）　～　令和９年１０月１日（金）		
９年１２月	令和９年１０月２日（土）　～　令和９年１１月１日（月）		
１０年１月	令和９年１１月２日（火）　～　令和９年１２月１日（水）	求職活動での申込はできません。	
１０年２月	令和９年１２月２日（木）　～　令和９年１２月２７日（月）		
１０年３月	令和９年１２月２８日（火）～　令和１０年２月１日（火）		

【注意事項】

- 原則、各月１日からの利用開始です。
- 利用開始を希望する月の受付期間に書類が間に合わない場合は、必要書類がすべて揃った日に申請受付をしている利用開始月での調整となります。
- 熊野町へ転入予定の場合は、必要書類を揃え、締切までに子育て支援課へお申込みください。入所が決定した場合は、入所日までに必ず熊野町へ転入手続きを完了する必要があります。転入手続きが完了しない場合、入所取消となり、改めて申請していただくことになります。
- 育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する前月の１日以降です。（町内の施設に限ります。）例 ４月１日利用開始の方は、５月中に復職している必要があります。（復職後「就労証明書」を提出していただきます。）
- 育児休業明けの理由で、「入所承諾」を受けた後に、復職する日を延長した場合や退職した場合は、入所承諾は取り消しとなります。あらためて入所申込（利用申請）をしてください。
- 現在、１号認定（教育認定）で認定こども園を利用しているお子さんが、２号認定（保育認定）での利用に変えたい場合は、入所申込（新規）が必要です。
- 入所決定後の辞退は、施設や他の保護者に迷惑をかけることとなるため、希望施設等は十分検討のうえ、利用意思のある施設等を申込みください。

５　入所要件と必要書類

保育所、認定こども園（保育部分）へ入所できる児童は、熊野町内に居住し、かつその児童の保護者等のいずれもが、１．入所要件等のいずれかの事情に該当する場合です。

１．入所要件等 で示した必要書類

２．保育所等入所申込書（兼支給認定申請書）＜２･３号用＞

３．個人番号（マイナンバー）・本人確認書類

４．その他の状況により必要な書類

上記の書類を添付してお申込みください。

● 就労証明書等の各証明書類は、申請締切日の３か月前の月の初日以降に証明された書類を有効とします。（ただし、年度当初の入所申込に限っては、令和８年９月以降に証明された書類を有効とします。）

● 育児休業給付金の支給延長手続き等で申込書等の写しが必要な場合は、必ず、申込み前に保護者自身で写しを控えてください。（申込み後は、コピーのために申請書等を返却することはできません。）

１．入所要件等

● 児童の父母または父母以外の主たる扶養義務者（父母以外が保護者となっている方）のそれぞれ該当する書類を添付してください。申込児童の父母が別居（単身赴任等）している場合も、必要です。

● 利用開始を希望する月の状況に該当する書類をご準備ください。（例えば、申請時点では育児休業中であるが、利用を希望する月には、就労していない（退職する予定）の場合は、「⑥求職中である」の要件に該当します。）

● ２０歳以上６５歳未満の同居の親族（祖父母等）がおり、「入所要件」に該当する場合は該当する書類を提出してください。児童の父母のみの書類でも申込は可能ですが、入所調整において優先度を下げて審査を行います。

①　仕事をしている（就労先が確定している勤務予定者についても同様）

１日３時間以上、かつ月４８時間以上の就労をしていること。

書類

（１）雇用されている場合

◎就労証明書

- 雇用主による直近の就労実績と雇用されていることの証明が必要です。
- 就労先が複数ある場合は、それぞれの雇用主による証明が必要です。
- 勤務予定である場合、雇用主による、採用予定日と、月ごとの就労予定日数等の証明が必要です。

◎育児休業復帰に係る入所申込誓約書（育休が終了し復職するにあたり申込む場合）

（２）自営業・自営業の専従者の場合

◎就労証明書（直近３か月間の就労実績が記載されているもの）

◎確定申告書(青色申告決算書又は収支内訳書)の写し 又は 帳簿、請負契約書など自営業による金銭のやり取りが確認できる書類（※株式会社、有限会社など法人化されている場合は、不要です。）

● 提出された書類で事業や就労の実態が確認できない場合は、別の書類の提出を追加で求めることがあります。また、記載された内容について、実態を調査させていただくことがあります。

②　出産の準備や出産後の休養が必要なとき

出産月の前２カ月と後２カ月（多胎妊娠の場合にあっては、出産月の前３カ月と後３カ月）

書類

◎母子手帳の写し（表紙及び出産予定日が記入してあるページ）
※届出の後に予定日が変更になった場合は、医師の証明が必要です。

③　病気やケガあるいは心身に障害がある

書類

◎申立書（入院等が必要な理由を記載）
◎診断書（原則町指定様式・保育できない期間が記載されたもの）
◎障害者手帳の写し

④　病気や心身に障害がある同居親族等の世話をしている

１．　疾病等により概ね１カ月以上入院の付添看護を必要とする者（看護期間）
２．　疾病等により概ね１カ月以上の通院で、１日３時間以上、かつ月４８時間以上の通院付添看護を必要とする者（看護期間）
３．　その他概ね１カ月以上の看護が必要な者（診断書等に記載された期間）
４．　障害者手帳１～４級または知的障害者や、精神に障害または疾病を有する者。ただし、それ以外であっても保育にあたることができないと判断し、承認される者も含む。

書類

◎申立書（看護等が必要な理由、看護・介護の内容を記載）
◎診断書（原則町指定様式・看護が必要な期間が記載されたもの）
◎障害者手帳の写し

⑤　震災、風水害、火災、その他の災害復旧にあたっている

書類

◎　申立書（災害復旧にあたっている状況を記載）
◎　り災証明書

⑥　求職中である

求職中の理由で認定された場合の利用期間は最長３カ月です。採用後２週間以内に「就労証明書」を提出することにより、継続して入所することができます。提出できない場合は、３カ月後に自動的に退所となります。なお、**求職中の理由での申し込みは、原則、年度１回限り**となります。また、**１月から３月の入園・転園については、求職中での理由の申込みはできません**。

書類

◎　求職申立書

⑦　大学や職業訓練校、専門学校に通学している

大学や専修学校もしくは各種学校に在学し、または公共職業能力開発施設などで行う職業訓練、指導員訓練もしくは認定職業訓練を受けており、１日３時間以上かつ月 48 時間以上通っている者（通学期間）

書類

◎　申立書（就学している状況を記載）
◎　在学証明書
◎　カリキュラム(出席日数・時間数が記載されたもの)

⑧　虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがある

虐待や配偶者等からのＤＶ（家庭内暴力）のおそれがある者（必要期間）

書類

子育て支援課に相談してください。

⑨　育児休業期間中である

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、利用申請ができません。ただし、育児休業法に基づく会社の規則等で定められた育児休業を取得し、育児休業終了後、当該会社に復職する場合にのみ、入所児童の継続保育を認めています。

なお、この要件により、利用継続できる期間は、育児休業の対象となる児童が満１歳に達する以後の最初の３月３１日までです。

書類

◎　就労証明書
・雇用主による休暇取得前の直近の就労実績と雇用されていること、復帰予定日の証明が必要です。
◎　申立書（育休を取得する旨を記載）
◎　育児休業給付金決定に関する通知書又は就業規則の写し

⑩　その他、上記に類する状態にあること

子育て支援課に相談してください。

２．保育所等入所申込書（兼支給認定申請書）＜２･３号用＞

- 同時入所を希望される３人まで記入が可能です。
- 申込書に記入された利用希望施設についてのみ、入所調整を行います。利用希望施設は、第５希望まで記入欄がありますが、第５希望以降の希望施設がある場合は、申込書の余白等に記入してください。また、必ずしも第５希望まで記入する必要はありません。
- 申込書は全ての項目について記入し、記入漏れがないかを確認して提出してください。
- 支給認定を受けることができない（要件を満たしていない）場合は、入所することができません。

３．個人番号（マイナンバー）・本人確認書類

マイナンバー法の施行に伴い、保育所等の入所手続の書類にマイナンバーの記入が必要となりました。さらに、書類の提出にあたっては、他人のなりすまし等を防ぐため、正しい番号であることの確認書類と、本人確認書類の提示が必要です。詳しくは下記のとおりです。

	必要な人	必要な書類（例）
マイナンバーの記載	入所児童を含めた、同じ住所に住んでいる方全員	
番号確認書類	申請者（保護者）のみ	マイナンバーカード・ マイナンバーが記載された住民票など
本人確認書類	申請者（保護者）のみ	運転免許証・旅券・障害者手帳　など

※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードのみで番号確認、本人確認が行えます。
※代理の方（祖父母等）が提出する場合は、申請者の委任状及び番号確認書類と、代理人の本人確認書類が必要です。

４．その他状況により必要な書類

世帯の状況	必要書類
ひとり親家庭である	＜以下の書類のいずれか１つ＞ ● 戸籍事項全部証明書の写し ● ひとり親家庭等医療費受給者証の写し ● 児童扶養手当証書の写し　等
同居の家族が障害者手帳をもっている	＜以下の該当する書類＞ ● 身体障害者手帳の写し ● 療育手帳の写し ● 精神障害者保健福祉手帳の写し ● 特別児童扶養手当認定通知書の写し
生活保護を受けている	● 生活保護被保護者証明書の写し　等
離婚協議中である	● 離婚調停中であることが分かる書類（裁判所が発行する事件係属証明書等） ※上記の書類を提出することで、別居している父または母の「保育を必要とする事由」を証明する書類の提出を免除します。
熊野町へ転入予定である	● 転入予定申立書 ● 申込児童の生年月日が確認できるもの（マイナンバーカードの写しなど）
きょうだいが幼稚園又は認定こども園、その他施設等に通園している（もしくは通園予定である）	● 幼稚園・認定こども園・その他施設等在籍申立書

６　利用調整

- 期日までに提出された入所申込書類の記載内容を確認後、入所資格の有無等を判定・審査し、第１希望から保育所・認定こども園への利用調整（入所選考）をします。（先着順ではありません。）
- 保育所・認定こども園の定員以上の申込がある場合には、生活保護受給世帯、育児休業明け世帯、母子（父子）世帯であること等を考慮し、保育の必要が高いと判断される順に入所を決定します。
- 保育所・認定こども園の定員に余裕がない時は、希望の園に入所できない場合があります。また、安全に保育できる体制が整っていない時は、定員に空きがあっても入所できない場合があります。
- 育児休業終了に係る申込みの場合で、「育児休業復帰に係る入所申込誓約書」において『希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。』を選んだ場合でも、利用調整の結果、希望の園に空きがある場合は、入所決定となります。
- 第１希望の保育所等に入所できない場合、順に第２、第３、第４、第５希望で利用調整をします。

７　結果通知

- 入所調整後、結果を郵送にて通知します。ただし、１号認定を受けている児童が２号認定への変更を希望して申請を行った場合や、現在利用している施設からの転園を希望として申請を行った場合は、２号認定での入所が決定あるいは転園が決定した場合にのみ通知を行います。（決定とならなかった場合の通知はありません。）
- 町から保護者へ結果の個別連絡は行いません。ただし、結果通知発送後であれば、保護者から問い合わせがあった場合に、結果をお伝えすることは可能です。

（１）入所決定となった場合

- 利用調整の結果、入所決定となった方には、「保育所・認定こども園入所承諾書」を送付します。

４月から初めて入所される方

後日各保育所・認定こども園から入所式・準備物等に関する案内があります。

年度途中に入所される方

「入所承諾書」が届いたら、保育所・認定こども園に直接連絡し、事前に面談（準備物・慣らし保育などについて）を受けてください。

（２）入所保留となった場合

- 利用調整の結果、入所が決まらなかった方には、「入所保留通知書」を送付します。
- 申請内容に変更がない場合は、翌月以降も利用調整を行います。（再度の申請は必要ありません。）なお、翌月以降は、入所が決定した場合にのみ通知を送付し、引き続き、入所が決まらなかった場合の入所保留通知書の送付はありません。
- 利用希望施設を変更する場合は、利用申請締切日までに手続きを行ってください。

８　入所後の留意事項

当初の申込書記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「保育所等入所申込事項変更届」を、役場子育て支援課へ提出してください。

内容	必要な書類
住所・氏名・世帯構成等に変更があるとき	●「保育所等入所申込事項変更届」 ※ 婚姻（離婚）の場合、婚姻（離婚）日が分かる戸籍謄本等が必要です。また、婚姻により父又は母が世帯員に加わる場合は、その方の就労証明書等も必要です。
「保育の必要性」の事由に変更があるとき （保育所・認定こども園の利用開始後、年度途中に出産する場合や、転職、勤務時間の変更等含む）	●「保育所等入所申込事項変更届」 ● P.6～9 記載の入所要件に該当する書類
その他	●「保育所等入所申込事項変更届」 ※必要な書類等は相談ください。

９　入所の解除について

次に該当する場合は、入所を解除します。

（１）町外へ転出された場合（転出した日の属する月末までは利用することができます。）

（２）施設の秩序を乱す行為を行った場合や保育上の指示に従わない場合

（３）無断で長期にわたり通所しない場合

（４）提出書類に偽りが発覚した場合

（５）定められた時間内にお迎えをしない場合

10　退所について

退所するときは、退所する日の５日前までに、施設または熊野町役場子育て支援課に「退所届」を提出してください。退所届は、熊野町役場子育て支援課及び各施設にあります。

退所届を提出されないと、引き続いて保育所・認定こども園利用料を納めていただくことになりますので、ご注意ください。

11　広域入所について

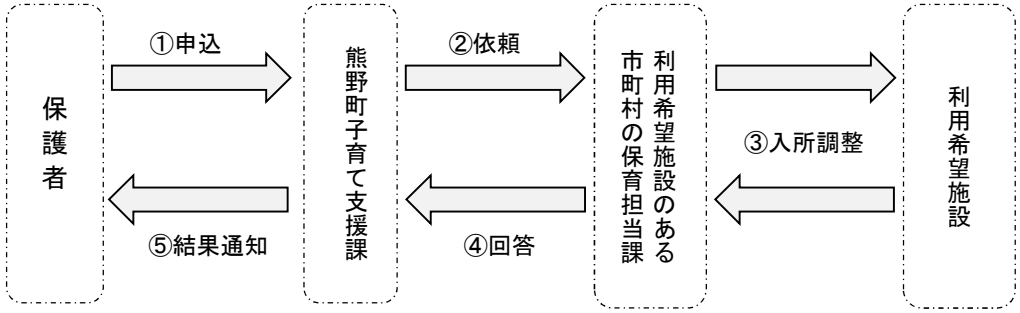
「広域入所」とは、里帰り出産や保護者の勤務地の都合などにより、他の市町の保育所等へ入所できる制度です。

お子さんの住民票が熊野町にあり、下記に該当する場合は、広域入所の手続きが可能です。

市町により、保育所等の受入対象年齢、受付期間や必要書類、選考基準等が異なるため、広域入所を希望する場合は、利用希望の保育所等のある市町へ事前に確認のうえ、他市町の申請締切日の２週間前までを目途に余裕をもって子育て支援課窓口で手続きください。（電子申請では受付できません。）

広域入所を利用できる方	注意事項
母親が里帰り出産をする場合	●父親が求職活動・育児休業中の場合は、広域入所できません。
保護者のいずれかの勤務地が入所希望施設のある市町にある場合	●他方の親が求職活動・育児休業中の場合は、広域入所できません。 ●他市町の保育所等に入所後、保護者のいずれかが求職活動・育児休業に該当した場合や勤務地変更等により、勤務地が入所施設のある市町以外となった場合は、退所となります。 ●毎年度同じ施設を利用できるとは限りません。

＜広域入所の申請の流れ＞



※ 転入予定以外で、熊野町外にお住まいの方が熊野町内の保育所・認定こども園に利用申請を行う場合は、各申請締切日に間に合うよう、現在お住まいの市区町村を通してお申込みください。

12　医療的ケアが必要なお子さんの申請

日常的に医療的ケアを必要とし、保護者の就労などにより保育が必要なお子様については、入所希望月における申請締め切り日の３～６か月前を目安に必ず、子育て支援課へご相談ください。

利用開始までの流れの説明と、お子様の健康状態の確認を行います。

＜保育所等で実施する主な医療的ケアの内容＞

種　類	医療的ケアの内容
喀痰吸引	口腔・鼻腔内、気管切開部
経管栄養	経鼻、胃ろう、腸ろう
導尿	一部要介助・完全要介助
血糖管理	血糖値測定、インスリン注射
酸素療法	酸素マスク、酸素カニューラ

この表以外の医療的ケアについては、安全に実施することが可能であると判断されたものを対象とします。

13　利用料について

（１）無償化について

令和元年１０月から幼児教育・保育の無償化が始まり、保育所や認定こども園に通う３歳児から５歳児クラスの児童と、住民税非課税世帯の０歳児から２歳児クラスの児童は利用料が無料となります。

（２）利用料の決定方法等

①　保育所・認定こども園利用料は、「保育にかかる経費」の一部を利用者に負担していただくものです。世帯にかかる市町村民税所得割額、お子さんの支給認定区分、きょうだいの状況等によって熊野町が設定した階層区分に応じて決定します。また、父母以外の扶養義務者（祖父母等）が家計の主宰者である場合には、その方の税額も合算して算定します。

（注意事項）

- 住民税が未申告の方は、保育所・認定こども園利用料が最高階層（最高額）となります。収入がない方であっても、原則、住民税の申告は必要です。
- 住民税が未申告の方は、保育所・認定こども園利用料が最高額となりますが、後日申告等により、市町村民税所得割額が確認できた場合は、年度中に限り、遡及して利用料を再算定します。
- 海外に居住していた等により、日本国内において住民税が課税されていない場合は、当該年の収入状況等が分かる書類を提出してください。（会社が発行する給与支払証明書など）
- 算定基礎となる市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除や寄付金税額控除等の税額控除をする前の税額です。
- 具体的階層区分及び利用料は、「利用料決定通知書」に記載されます。
  ※ 階層区分とは、住民税額をもとに熊野町が設定した利用料の区分です。
- 保育所・認定こども園利用料は市町村民税所得割額を基に、毎年見直されます。

②　保育所・認定こども園利用料の算定の基礎となる市町村民税所得割額は、９月で切り替わります。

<table>
<tr><td colspan="9">令和９年</td><td colspan="3">令和１０年</td></tr>
<tr><td>４月</td><td>５月</td><td>６月</td><td>７月</td><td>８月</td><td>９月</td><td>10 月</td><td>11 月</td><td>12 月</td><td>１月</td><td>２月</td><td>３月</td></tr>
<tr><td colspan="5">令和８年度の市町村民税額（令和７年中の収入）に基づく保育料</td><td colspan="7">令和９年度の市町村民税額（令和８年中の収入）に基づく保育料</td></tr>
</table>

３．納付方法

保育所利用料は下記のとおり、口座振替または納付書、スマホ決済アプリにより、納期限内に納付ください。認定こども園利用料については、園に直接納付いただくため、所属園にご確認ください。

口座振替の場合

【口座振替のできる金融機関】（指定金融機関）

広島銀行・もみじ銀行・広島県信用組合・呉信用金庫・ひろしま農業協同組合
広島信用金庫・ゆうちょ銀行

【口座振替日】

毎月末日（１２月は２５日） ※当該日が土曜日、日曜日の場合はその翌日となります。

【手続きについて】

「熊野町税等口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印の上、「口座振替のできる金融機関」の窓口で手続きをしてください。用紙は、町内の金融機関及び熊野町役場子育て支援課にあります。金融機関窓口での手続き後、口座振替の登録が完了したら、町から口座振替の開始月を通知します。

納付書の場合

後日送付する納付通知書で、納付書に記載されている金融機関・コンビニエンスストア又は役場（出納窓口）で納付してください。

納期限は、毎月末日です。（ただし、１２月分は１２月２５日）

※保育所利用料を滞納すると、自宅・勤務先への電話催告・訪問徴収や、勤務先への給与照会および金融機関への預金等の調査を行い、給与等の差押等を実施することがあります。
※滞納したまま卒園されると、熊野町児童クラブへの入会をお断りすることがあります。

スマホ決済アプリの場合

PayPay

LINE Pay 請求書支払い

上記のアプリをスマホにダウンロードし、納付書のバーコード情報をカメラで読み込ませて決済してください。

※納付期限の過ぎた納付書では納付できません。
※スマホ決済での納付は領収書が発行されないため、アプリ内の支払履歴でご確認ください。
※決済後の納付書での重複納付にご注意ください。

★★納め忘れのないよう、期限内の納付をお願いします★★

４．利用料

令和９年度の保育所・認定こども園利用料については、次のとおりです。保護者の市町村民税に応じて、国が定める基準を上限として、町が定めています。

①　熊野町特定教育・保育施設の利用者負担額等徴収規則別表

【２・３号認定】利用者負担額

各月初日の在籍乳幼児の保護者の属する世帯の階層区分		利用料の月額			
		３歳未満児保育認定子ども等		３歳以上児保育認定子ども	
		標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（含単給世帯）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	市町村民税所得割額 48,600 円未満	10,000	9,800	0	0
D01	市町村民税所得割額 48,600 円以上 60,600 円未満	15,000	14,700	0	0
D02	市町村民税所得割額 60,600 円以上 70,200 円未満	17,000	16,700	0	0
D03	市町村民税所得割額 70,200 円以上 97,000 円未満	23,000	22,600	0	0
D04	市町村民税所得割額 97,000 円以上 116,800 円未満	29,000	28,500	0	0
D05	市町村民税所得割額 116,800 円以上 130,200 円未満	35,000	34,400	0	0
D06	市町村民税所得割額 130,200 円以上 169,000 円未満	42,000	41,200	0	0
D07	市町村民税所得割額 169,000 円以上 188,800 円未満	47,000	46,200	0	0
D08	市町村民税所得割額 188,800 円以上 214,500 円未満	52,000	51,100	0	0
D09	市町村民税所得割額 214,500 円以上 256,000 円未満	55,000	54,000	0	0
D10	市町村民税所得割額 256,000 円以上 301,000 円未満	57,000	56,000	0	0
D11	市町村民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	58,000	57,000	0	0
D12	市町村民税所得割額 397,000 円以上	60,000	58,900	0	0

※ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）は、満３歳から無償化の対象となりますが、保育所・認定こども園（保育園部分）は、年度途中で３歳になった場合も、年度中の利用料は無償になりません。

※ 広域入所により、熊野町に住民票のあるお子さんが他市町の保育所等を利用する場合であっても、保護者の市町村民税所得割額に応じた上記の階層区分に基づき、利用料を決定します。

※ 病気や家庭の事情等で保育所等をお休みした場合も月額で利用料が発生します。

②　多子軽減

同一世帯から２人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合(*)の保育所・認定こども園利用料は、最年長児が全額、２人目が半額、３人目以降は無料となります。

（*入園施設で証明を受けた「在籍証明書」が必要な場合があります。）

（例）小学１年生の姉、４歳（幼稚園児）、２歳（保育園児）、１歳（保育園児）がいる場合

０歳	１歳	２歳	３歳（年少）	４歳（年中）	５歳（年長）	６歳
						
	第３子無料	第２子半額		第１子全額（無料）		軽減対象外

※ 市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯は、多子計算に係る年齢制限を撤廃します。（監護している子どもと生計が同一である場合に限ります。）

③　徴収金免除の特例

児童の属する世帯の階層がＣ階層以上と認定された世帯であっても、次の 1.～3.に該当し、かつ市町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯については、多子計算に係る年齢制限を撤廃した上で、第１子を標準時間認定 4,000 円、短時間認定 3,900 円とし、第２子以降を無料とします。

1.　「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

2.　「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度要綱（昭和 48 年９月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

3.　「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護等、特に困窮していると町長が認めた世帯

④　政令指定都市から転入された方の市町村民税所得割額の算出について

政令指定都市から転入された方については、熊野町に住所があったとみなして算定します。（保育所・認定こども園利用料のみ適用）

５．副食費について（２・３号認定）

おかず代（副食費）は、０～２歳児は、利用料の中に含まれており、３～５歳児については、各園での徴収となります。園によって金額が異なりますので、各園へお問い合わせください。

なお、３～５歳児のお子さんで、次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。対象となる方へは別途「副食費徴収免除のおしらせ」を送付します。

副食費の免除対象となる方 ※１号認定と２号認定では副食費免除の基準が異なります。

① 保護者の属する世帯の市町民税所得割額の合算額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）

② 保育所等を同時に利用している小学校就学前の子どもの中で、上から数えて第 3 子以降の子ども

14　延長保育の利用について

延長保育は、在籍する保育所及び認定こども園での利用となります。

<table>
<tr><td colspan="2">施設名</td><td>くまの・みらい
保育園</td><td>くまの中央
保育園</td><td>保育所
ひかり学園</td><td>はつかみ
こども園</td><td>認定こども園
聖徳幼稚園</td><td>認定こども園
第二聖徳幼稚園</td><td>淳教幼稚園</td></tr>
<tr><td rowspan="3">延長時間</td><td>朝</td><td colspan="3">午前７時００分から
午前７時３０分まで
（３０分）</td><td></td><td colspan="2">午前７時００分から
午前７時３０分まで
（３０分）</td><td></td></tr>
<tr><td>夕</td><td>午後６時３０分
から
午後７時３０分
まで
（１時間）</td><td colspan="4">午後６時３０分から
午後７時００分まで
（３０分）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">※　必ず延長保育時間が終了するまでに迎えに来てください。</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">保護者負担金</td><td rowspan="3">定期利用</td><td>朝のみ</td><td colspan="3">月 2,500 円</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>夕のみ</td><td>月 3,000 円</td><td colspan="3">月 2,500 円</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>朝夕両方</td><td>月 3,500 円</td><td colspan="2">月 3,000 円</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">臨時利用</td><td>朝のみ</td><td colspan="3">1 回 500 円</td><td></td><td colspan="2">1 回 500 円</td><td></td></tr>
<tr><td>夕のみ</td><td>1 回 600 円</td><td colspan="4">1 回 500 円</td><td></td></tr>
<tr><td>朝夕両方</td><td>1 回 700 円</td><td colspan="2">1 回 600 円</td><td></td><td colspan="2">1 回 1,000 円</td><td></td></tr>
<tr><td>負担上限</td><td colspan="4">6 回分まで</td><td>上限なし</td><td>6 回分まで
（※３号認定のみ）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用申し込み</td><td colspan="6">各保育所、認定こども園</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">負担金納付</td><td colspan="6">各保育所、認定こども園</td><td></td></tr>
</table>

※　保護者等から延長保育利用希望の連絡がなく、午後６時３０分を過ぎてお迎えに来られた場合は、補食はでませんが、延長保育の臨時利用対象児童として、保護者負担金をいただきます。

※　延長保育を利用しても、時間内のお迎えが困難な場合は、ファミリーサポートセンター事業等（P23 参照）をご利用いただき、必ず定められた時間内にお迎えをお願いします。

※　淳教幼稚園については、令和９年度の延長保育の実施は無い予定です。

※　短時間保育に係る時間外保育所利用料については、各園へお問い合わせください。

15　保育所・認定こども園に関するお問合せ先

問合せ内容	問合せ先	住　　所	電話番号
保育内容 保育サービス 延長保育等	くまの・みらい保育園	熊野町神田 15 番 1 号	８２０－５０００
	保育所ひかり学園	熊野町石神 18 番 27 号	８５４－１７９６
	くまの中央保育園	熊野町萩原一丁目 6 番 18 号	８５４－２１３０
	はつかみこども園	熊野町初神一丁目 21 番 49 号	８５４－６４４６
	認定こども園聖徳幼稚園	熊野町中溝四丁目 17 番 1 号	８５４－０９９７
	認定こども園第二聖徳幼稚園	熊野町東山 11 番 1 号	８５４－０３１４
	淳教幼稚園	熊野町中溝四丁目 16 番 10 号	８５４－０６２５
入所等手続き 利用料	熊野町役場 子育て支援課	熊野町中溝一丁目 1 番 1 号	８２０－５６２３

16 保育所・認定こども園をご利用いただくうえでのお願い

- 土曜保育の利用対象者は、原則として保護者が就労等でお子様を保育できない家庭に限ります。お仕事がお休みの場合は、家庭保育のご協力をお願いします。
- 急な病気やケガの場合は、すみやかにお迎えをお願いします。
- 家庭の事情（住所、氏名、連絡先など）が変わった場合は、熊野町役場子育て支援課で手続きをしていただき、園にもご連絡ください。
- お迎えの時間は必ず守ってください。
- 保育所・認定こども園は、園で働く職員が中心となって、保護者及び地域の皆様と良好な信頼関係を築き、共に協力して園児達の健やかな成長を育んでいく場所です。次のような行為は、精神的に職員を傷つけ、保育士等の離職、保育士不足、支援の質の低下へと繋がりますのでおやめください。

　＊威圧的な態度で文句を言う　　＊理不尽な要求を繰り返す

　＊子どもの前で怒鳴る（育ちにも悪影響を及ぼします）

また、以下の行為もおやめください。

　＊セクシュアルハラスメント　　＊身体的暴力（たたく、蹴る、物を投げつけるなど）

- 以上のことを厳守いただくことで、信頼関係を築き、安心した保育環境を整えることができます。皆様のご理解とご協力をお願いします。



認定こども園（教育部分）

１　入園できる児童とは（認定こども園（教育部分））

満３歳から小学校就学前の時期に達するまでの子どもが利用できます。

保育所・認定こども園（保育部分）と違い、就労等の保護者が保育できない理由は必要ありません。

入園年齢（令和９年度）

年齢	生年月日
満３歳	令和６年（2024 年）４月２日 ～ 令和７年（2025 年）４月１日 ※３歳の誕生日の日から利用ができます。
３歳（年少）	令和５年（2023 年）４月２日 ～ 令和６年（2024 年）４月１日
４歳（年中）	令和４年（2022 年）４月２日 ～ 令和５年（2023 年）４月１日
５歳（年長）	令和３年（2021 年）４月２日 ～ 令和４年（2022 年）４月１日

２　入園手続き

まずは、希望する施設へ直接お問い合わせください。

入園の内定を受けたら、施設を通じて、利用のための支給認定（１号認定）申請を行います。

３　利用者負担額

（１）無償化について

令和元年１０月からの幼児教育・保育の無償化により、利用料は無償化となります。ただし、実費徴収にかかる部分（日用品、文房具、行事参加費、食材料費（おやつ代含む）、通園送迎費等）は無償化の対象となりません。

（２）副食費について（１号認定）

おかず代（副食費）は、各園での徴収となります。園によって金額が異なりますので、各園へお問い合わせください。なお、次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。対象となる方へは別途「副食費徴収免除のおしらせ」を送付します。

副食費の免除対象となる方　※１号認定と２号認定では、副食費免除の基準が異なります。

① 保護者の属する世帯の市町民税所得割額の合算額が 77,101 円未満

② 小学校３学年修了前の子どもから数えて第３子以降の子ども

４　預かり保育料の無償化について（施設等利用給付認定）

保護者の就労など、家庭の事情により通常の教育時間前後での「預かり保育」を利用する場合、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けることで、預かり保育料が無償化となります。

「施設等利用給付認定」を受けるには、保育を必要とする理由（保育所入所要件と同様；P3 参照）に該当する必要があります。必要書類（P7～9 参照）を準備したうえで、申請を行ってください。

町内対象施設	認定こども園聖徳幼稚園、認定こども園第二聖徳幼稚園、淳教幼稚園

（１）対象

保護者の就労等により、保育を必要とする満３歳～５歳

（２）支給認定の種類

認定区分	実施年齢	保育の必要性	無償化の対象	無償化の上限
新２号認定	３～５歳児	あり	預かり保育料	月額 12,300 円
新３号認定	満３歳 （住民税非課税世帯）	あり	預かり保育料	月額 17,700 円

（３）無償化の計算方法

「４９０円 × 利用日数」で計算

※月額の上限　新２号認定を受けた３～５歳児：１２，３００円
　　新３号認定を受けた満３歳児：１７，７００円

※ 申請があった日よりも前の預かり保育料については無償化の対象となりません。

（例）預かり保育の利用日数が５日の場合

【無償化の対象額】４９０円 × ５日 ＝ ２,４５０円

① 預かり保育の利用料が２,０００円の場合 ⇒ 無償化：２,０００円

② 預かり保育の利用料が３,０００円の場合 ⇒ 無償化：２,４５０円（対象額）

※ 利用料が対象額を超える場合の差額は、保護者負担となります。（②の場合は５５０円）

５　認定こども園（教育部分）に関するお問合せ先

施設名	住所	電話番号
認定こども園聖徳幼稚園	熊野町中溝四丁目１７番１号	８５４－０９９７
認定こども園第二聖徳幼稚園	熊野町東山１１番１号	８５４－０３１４
保育所ひかり学園	熊野町石神１８番２７号	８５４－１７９６
はつかみこども園	熊野町初神一丁目２１番４９号	８５４－６４４６
淳教幼稚園	熊野町中溝四丁目１６番１０号	８５４－０６２５

病後児保育・一時預かり・こども誰でも通園制度・子育て支援センター・ファミリーサポート事業

1　病後児保育の利用について

病気の回復期で、集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない児童を保育します。看護師を配置した専用の保育室で、年齢、病状などに合わせ、ゆっくり過ごせます。

実施保育所名	くまの・みらい保育園
利用対象児童	① 病気の回復期にあり、保育室での集団保育が困難な児童が対象です。（※くまの・みらい保育園以外の入所児童も利用できます。） ② 医師の登園許可が必要です。 ③ 病後児保育室の定員及び児童の症状などにより、お預かりできないこともあります。
利 用 期 間	集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない期間の範囲内
利 用 時 間	午前７時３０分～午後６時３０分
利 用 方 法	所定の申込用紙（くまの・みらい保育園にあります。）に医療機関の登園許可の記載を受けて、くまの・みらい保育園に申し込んでください。
保護者負担金	１日につき　　２，０００円

2　一時預かりの利用について

生後６カ月から小学校に入学するまでの、保育所・幼稚園・認定こども園等に入所していない乳幼児が対象です。次に該当する場合に利用できる短期間保育です。

実施保育所名	くまの・みらい保育園		
利用対象児童	① 保護者の断続的または短時間就労（週３日以内月９日以内） ② 保護者の傷病等による緊急時（月１４日以内） ③ その他、保護者の私的な理由によるもの（週３日以内、月９日以内）		
利用可能な日	原則として平日のみ。 （土日祝日は利用できません。また、園の行事等により利用できない日があります。）		
利 用 時 間	午前８時～午後５時		
申 込 み 方 法	前もって保育園に予約が必要です。		
保護者負担金	区分	１日	半日（５時間以内）
	０～２歳児	３，５００円	２，３００円
	３～５歳児	２，５００円	１，７００円

上記以外でも、広島広域都市圏内の相互利用協定を結んでいる市町の一時預かり及び病児・病後児保育を利用することができます。

＜ 協定市町 ＞

広島市、呉市、竹原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、邑南町、飯南町、三原市※1、庄原市※2、川本町※1、出雲市※2

※1：三原市と川本町は病児・病後児のみ、※2：庄原市と出雲市は一時預かりのみ利用可能です。（R8 年度時点）

３　こども誰でも通園制度について

保護者の就労の有無にかかわらず、保育所などに通っていない、生後６か月から満３歳未満のお子さんが、月一定時間まで保育所等に通園できる制度です。

対象児童	① ０歳６か月～満３歳未満（３歳の誕生日の前々日まで）のお子さん ② 保育所、認定こども園、幼稚園、企業主導型保育施設等に通っていないこと
利用可能時間	１人あたり月１０時間まで
利用料金	１時間あたり３００円
利用方法	「こども誰でも通園制度総合支援システム」から利用のための申請をしてください。認定がおりたら、システムから利用したい施設の予約をすることができます。
実施施設	くまの中央保育園

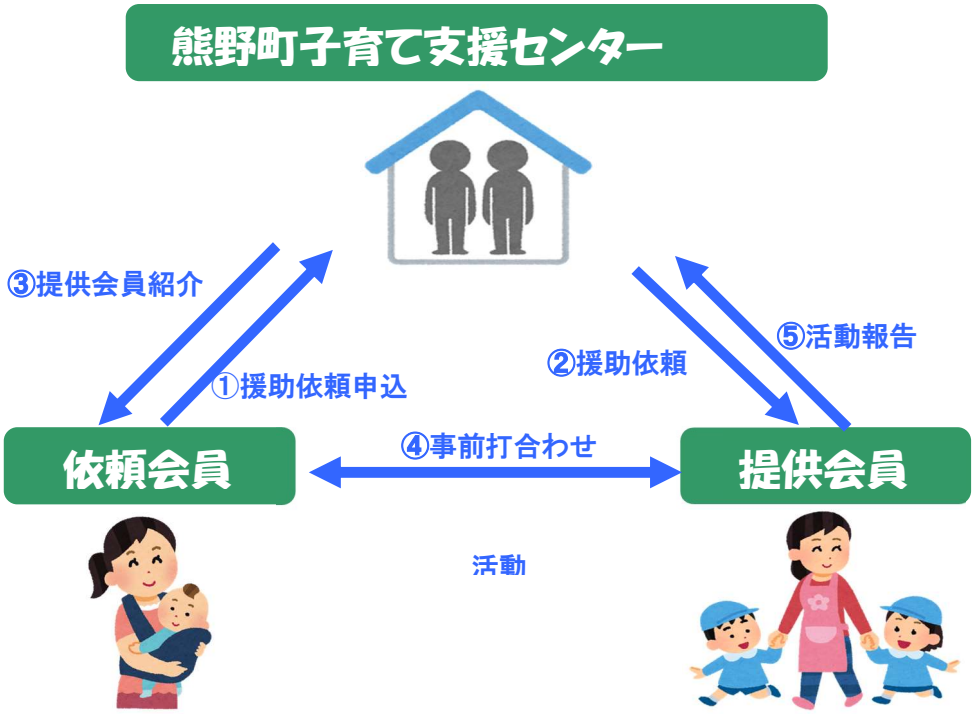
４　熊野町子育て支援センター

場所	熊野町貴船９番１４号（くまの・こども夢プラザ） ☎０８２－８２０－５５０２
活動内容	子育て相談、子育てに関する情報の提供、交流・情報交換の場の提供、親子のあそびなどの行事、子育て講演会、育児懇談会、多世代交流事業などを行っています。
行事予定	広報「くまの」、熊野町のホームページ及び「くまの・こども夢プラザ行事予定表」をご覧ください。 ※「くまの・こども夢プラザ行事予定表」は、くまの・こども夢プラザ、各防災交流センター、町民会館、図書館、各ふれあい館、役場（子育て支援課）にあります。

５　ファミリーサポートセンター事業

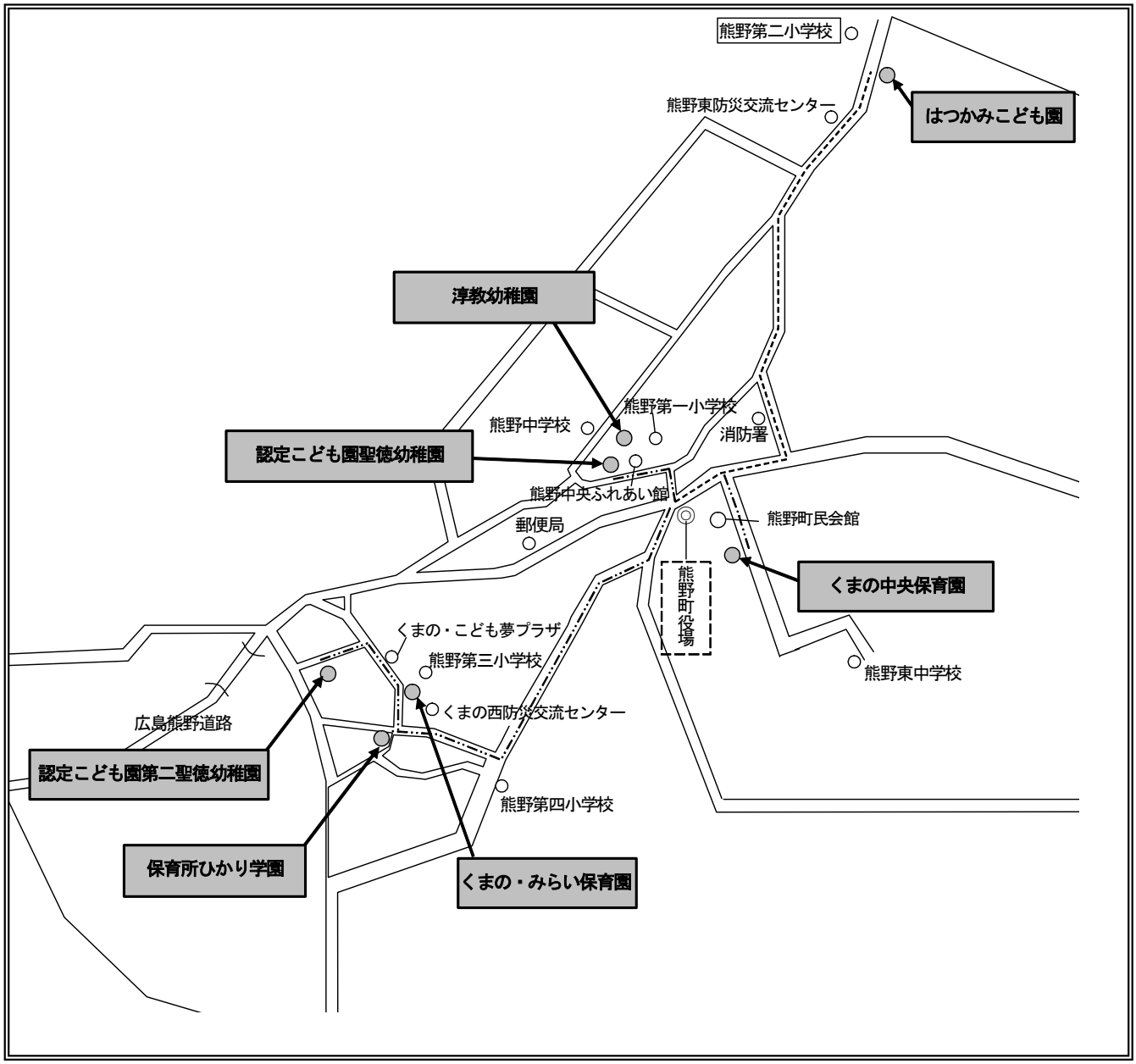
育児の援助をしてほしい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）がセンターに会員登録し、依頼会員に援助が必要になった時にセンターのアドバイザーが条件に合った提供会員を紹介する事業です。

場　　所	熊野町貴船９番１４号（くまの・こども夢プラザ） ☎０８２－８２０－５５０２	
会員の条件	熊野町内に在住の方 【依頼会員】０歳～小学校６年生までの子どもがいる方で、育児の援助を受けたい方 【提供会員】子育てに理解と熱意があり、育児の援助を行いたい方 ※依頼会員、提供会員の両方に登録することもできます。	
活動の内容	活動はあくまで一時的、補助的なもので、長期間に亘って活動や専門的な育児や家事を行うものではありません。宿泊も行いません。 【利用例】 ・保育所、認定こども園、町外の幼稚園や学校の開始まで預かる ・乳幼児を連れて出かけにくい時（参観日・病院等） ・保育所、認定こども園、町外の幼稚園等、習い事や学校等の送り迎え ・その他会員が育児のために必要な援助	
援助の場所	原則、提供会員の自宅（両会員の合意があれば、提供会員にくまの・こども夢プラザで預かってもらうこともできます。）	
援助の時間 ・ 利用料	●平日（月～金）の午前６時～午後７時	１時間当たり　５００円
	●平日（月～金）の午後７時～午後１０時 ●土・日・祝日 ●年末年始（１２月２９日～１月３日）	１時間当たり　６００円



◆お問い合わせ先◆
熊野町子育て支援センター（くまの・こども夢プラザ）
Tel：820-5502　Fax：855-0805
月～金曜日 9：30～17：00（年末年始・祝日を除く）

町内教育・保育施設の紹介



施設区分	施設名	受入対象年齢	ページ
保育所	くまの・みらい保育園	６カ月から小学校就学前まで	P. 25
保育所	くまの中央保育園	６カ月から小学校就学前まで	P. 25
認定こども園	保育所ひかり学園	６カ月から小学校就学前まで	P. 26
認定こども園	はつかみこども園	６カ月から小学校就学前まで	P. 26
認定こども園	認定こども園聖徳幼稚園	６カ月から小学校就学前まで	P. 27
認定こども園	認定こども園第二聖徳幼稚園	６カ月から小学校就学前まで	P. 27
認定こども園	淳教幼稚園	６カ月から小学校就学前まで	P. 28

※ 認定こども園の教育部分（１号認定）の空き状況や入園については、各園へお問い合わせ下さい。

社会福祉法人微妙福祉会

くまの・みらい保育園

保育所

【方針】

●「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」のとれる子にという保育理念のもと、異年齢で関わりながら遊ぶことであそびの選択場面を増やし、小さい子が憧れたり、大きい子が小さい子に優しくできるようなかかわりを大切にする。
●子どもたちの非認知能力を育み、興味、関心、楽しさを感じたり、やりたいことを納得するまで遊びこむ場を用意し、さまざまな経験を重ねることで「指示がなくても、何をしたらよいかがわかる子」にする。

【指導の基本】

・遊びながら考え、工夫しながらあそびを深める中で、心身の発達と生きる力を育む。
・多くの人との出会いと、さまざまな経験を重ねる中で、状況判断ができるようにしていく。
・一日の生活リズムを整え、食事・排泄・着脱などの日々の繰り返しの中で、基本的生活習慣の習得を図る。



【所在地】神田１５番１号
【電話番号】８２０－５０００
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】　７：００ ～　７：３０
１８：３０ ～ １９：３０
※前年度（令和８年度）の実績です。

社会福祉法人光生会

くまの中央保育園

保育所

【方針】

『ひとりひとりの個性を尊重し、自主的に行動できる
思いやりのある子を育てる』
・やさしいこ
・考える子
・元気な子

【指導の基本】

・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。（計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用）
・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支援し、科学的に子どもの発達を支えます。



【所在地】萩原一丁目６番１８号
【電話番号】８５４－２１３０
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】　７：００ ～　７：３０
１８：３０ ～ １９：００
※前年度（令和８年度）の実績です。

社会福祉法人光生会

保育所ひかり学園

認定こども園

【方針】
★令和５年度より「保育所型認定こども園」となり、地域に貢献できる子育て施設をめざします。

・身体を使って、思いっきり遊ぶ子
・自分の思いを表現できる子
・他者の思いも受け入れることのできる子
・いろいろな人と関わり合い、認め合える子

【指導の基本】
・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。（計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用）
・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支援し、科学的に子どもの発達を支えます。



【所在地】石神１８番２７号
【電話番号】８５４－１７９６
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】　７：００ ～　７：３０
１８：３０ ～ １９：００
※前年度（令和８年度）の実績です。

社会福祉法人光生会

はつかみこども園

認定こども園

【方針】
・保育所型認定こども園として、地域とのかかわりを深め、地域に貢献できる子育て施設を目指します。

・少人数クラスの楽しさを活かし、多様な実経験と奥深い遊びを仕組む中で、生涯にわたって共に生きる仲間づくりを進めます。

【指導の基本】
・安心できる「生活」と、主体的な「遊び」を作ります。
・共にあそび共に学ぶ中に、他者とのよりよき関わりを育みます。
・具体的で多様な「経験」と「遊び」を充実させ、心の育ちを見守り、援助します。（計画的な保育展開と、青少年赤十字活動の活用）
・保護者との連携を重視し、子どもをより深く理解した上で、一人ひとりの文化的・身体的な成長を見守り、援助します。
・行政や外部の専門機関と積極的につながる中で、保護者を支援し、科学的に子どもの発達を支えます。



【所在地】初神一丁目２１番４９号
【電話番号】８５４－６４４６
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】１８：３０ ～ １９：００
※前年度（令和８年度）の実績です。

学校法人猪野学園

認定こども園　聖徳幼稚園

認定こども園

※令和９年度より、６か月のお子さんから利用できる施設になります！

【方針】
仏教の教えに基づき、「仏さまや親に感謝する心」「相手を思いやる心」「命を大切にする心」を育てる教育及び保育を、３歳から就学前まで一貫性をもって行う。家庭・地域・園の三者が互いに協力して、子ども達を育てる。

【指導の基本】

・子どもと保育者と保護者が共に育ちあう共育を大切にする
・一人ひとりの子どもがそれぞれのスピードで伸びようとする心をサポートする
・やるときにはしっかりやる、遊ぶときにはしっかり遊ぶ、けじめを大切にする。



【所在地】中溝四丁目１７番１号
【電話番号】８５４－０９９７
【対象年齢】**６か月**から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】　７：００ ～　７：３０
１８：３０ ～ １９：００
※前年度（令和８年度）の実績です。

学校法人猪野学園

認定こども園　第二聖徳幼稚園

認定こども園

【方針】

適当な環境をあたえてその心身の発達を助長するとともに、浄土真宗の教義に基づいて宗教的情操を養うことを目的とする。
・「ほとけさまをおがむ子」
・「ありがとうといえる子」
・「よくはなしをきく子」
・「みんなとなかよくできる子」

【指導の基本】
乳児部（０～２歳児）
　家庭的な雰囲気の中で、子どもの思いや欲求を受け入れ、自己肯定感を育み、成長や発達に合わせた遊びを通して、好奇心・探究心・自ら考える力を育てます。

幼児部（３～５歳児）
　学年ごとの指導計画に基づき、一斉活動と子ども達が主体的に遊び込める時間をバランスよく取り入れ、けじめを大切にし、自分でできることは自分でする力・想像する力・工夫する力を育みます。



【所在地】東山１１番１号
【電話番号】８５４－０３１４
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：３０～１６：３０
【延長保育】　７：００ ～　７：３０
１８：３０ ～ １９：００
※前年度（令和８年度）の実績です。

学校法人石山学園

淳教幼稚園

認定こども園

【方針】

仏教園の特色を活かして、豊かな園生活を送る
宗教的心情を大切に育みまことの保育の実践につとめる
・手を合わせる子
・みんなと仲良く遊ぶ子
・ありがとうに気づく子
・お話をよくきく子

【指導の基本】

〇安心して過ごせる環境を整え、遊びを通して好奇心や探求心を育みます（乳児期）
〇幼児期の発達・特徴を生かした豊かな生活を送る
・体を十分に動かし展開する生活
・想像を楽しみながら展開する生活
・興味や関心に基づいて展開する生活
・友達としっかり関わって展開する生活
〇家庭支援につとめる
・個々の家庭に寄り添い、子育て支援につとめる



【所在地】中溝四丁目１６番１０号
【電話番号】８５４－０６２５
【対象年齢】６カ月から小学校就学前まで
【保育時間】標準時間・・・７：３０～１８：３０
短時間・・・・８：００～１６：００
【延長保育】令和９年度は実施予定なし